# 商品概要説明書

マイカーローン（一般型）

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | マイカーローン（一般型） |
| ご利用いただける方 | ○当ＪＡの組合員の方。<br>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。<br>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。<br>○勤務先の住所および現在勤務していることが確認できる給与所得者の方。<br>また、就職が内定し、150 万円以上の年収見込みのある方は、入社月の 6 か月前以降の借入申込を可能とします。<br>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。<br>○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。<br>○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | ○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等））、個人間売買による購入は除きます。<br>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。<br>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。<br>③運転免許の取得のためのご資金。<br>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。<br>⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとします。）。<br>⑥他金融機関自動車ローンの借換資金。<br>（ただし、リピーター型は対象外とします。） |
| 借入金額 | ○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。<br>ただし、実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とし、新卒内定者の場合については 300 万円以内とします。 |
| 借入期間 | ○６か月以上 15 年以内とします（10 年を超えるものは新車に限ります。）。<br>なお、新卒内定者の据置期間は初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。<br>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内を原則とします（10 年を限度とします。）。 |
| 借入利率 | ○次のいずれかよりご選択いただけます。 |

| | |
|---|---|
| | 【変動金利型】<br>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により年2回見直しを行い、4月1日および 10 月1日から適用利率を変更いたします。<br>お借入後の利率は、4月1日および 10 月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。<br>【固定金利型】<br>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。<br>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 |
| 担保 | ○不要です。 |
| 保証人 | ○当ＪＡが指定する保証機関（岩手県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 |
| 保証料 | ① 一括払い<br>ご融資時に一括して保証料（保証料率 年 0.5%）をお支払いいただきます。<br>② 分割払い<br>お客さまから当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.5%上乗せされた利率が適用されます。 |
| 団体信用生命共済 | ○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 |
| ９大疾病補償保険 | ○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。 |
| 手数料 | ○ご融資の際、当ＪＡ所定の事務手数料をお支払いただきます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置<br>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。<br>○紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、仙台弁護士会で紛争の解決を図ることも可能です（ＪＡバンク相談所を通じての利用となりま |

| | |
|---|---|
| | す）ので、利用を希望される場合は、当ＪＡまたはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 |
| その他 | ○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>○印紙税が別途必要となります。<br>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 |

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。